

医療機関にできること～児童虐待防止医療ネットワーク事業をとおして～

藤田 貴子¹、坂本 彩子¹、川元 麗¹、安元 佐和²、小川 厚³、廣瀬 伸一¹

¹ 福岡大学医学部小児科、² 福岡大学 医学教育推進講座、³ 福岡大学 筑紫病院 小児科

福岡市では2014年7月に児童虐待防止医療ネットワーク事業が開始、拠点病院として福岡大学病院が指定を受け、取り組みを開始した。福岡市には各地区に中核的病院が複数あることから、それぞれが連携の上、虐待に対応していく必要があると考え、福岡市の児童虐待防止医療ネットワークを構築した。2020年現在、中核的病院7病院、福岡市外の中核的病院2病院の計9病院にてネットワークを構成、年3回ネットワーク会議を開催し、各医療機関の児童虐待対応組織メンバー及び福岡市の小児科、産科、精神科の医師会の代表者、児童相談所、保健福祉センター、弁護士等が集まり、症例の検討、情報共有を行っている。症例検討では対応に苦慮した症例や適切な対応につながった症例などを協議し、それぞれの医療機関での対応の参考としている。情報共有では子育て世代包括支援センターの現状や産後ケア事業、産後ヘルパー派遣事業など行政の取り組みについて学ぶ機会としている。また福岡市の児童虐待による死亡事例検証報告を踏まえ、医療機関がどのように対応すべきであったか、振り返りを行っている。5年が経過し、各医療機関の対応力は向上しているが、今後の課題として、小児科以外の科を受診した際の見落としや職員間での認識のずれなどがあげられる。この児童虐待防止医療ネットワーク事業をとおして、医療機関における虐待の見落としを防ぎ、各医療機関が連携をとり虐待対応に取り組むこと、また妊娠期からの予防的な支援、精神疾患など養育の困難さを抱えている家庭への早期介入、医療的ケアや育てにくさがある子どもへの治療的介入及び福祉提供を行うことにより、子どもが健やかに生き、育つ権利が守られると考える。